

201516014A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

# 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定 のあり方に関する調査研究

平成 27 年度 総括研究報告書

研究代表者 白銀 暁

平成 28（2016）年 5 月

## 目 次

I. 総括研究報告		
補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究	-----	1
白銀暁		
II. 分担研究報告		
1. 補装具費支給制度の種目構造上の課題に関する調査研究	-----	5
白銀暁・山崎伸也・仲泊聡・井上剛伸・石川浩太郎・浅見豊子		
(資料) 補装具費支給制度における判定状況ならびに種目構造のあり方に関する調査票		
2. 外国等における関連制度に関する調査	-----	43
井上剛伸		
3. 補装具費支給制度における義肢価格の推移について	-----	53
我澤賢之		
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	61
IV. 研究成果の刊行物・別刷	-----	63

# I. 総括研究報告

# 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

## 総括研究報告書

### 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究

研究代表者 白銀 暁

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

福祉機器臨床評価研究室長

#### 研究要旨

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、その運用場面での課題が指摘されており、対応する制度の見直しが求められている。本研究は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とし、（１）種目構造の整理、（２）価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の２つの課題を設定した。種目構造に関しては、本年度は関連する研究報告等の精査による情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、支給決定に係わる全国1,741市区町村の担当者を対象としたアンケート調査を実施して現場での課題を把握した。また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。価格に関しては、義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った結果、現時点では両者の間に大きな乖離は認められない結果を得た。これを踏まえ、次年度以降実施予定の採算・費用構成等状況の把握のための調査において、作業時間、素材使用量など数量にかかる調査の重要性が示唆された。

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・副義肢装具士長

先進総合機能回復センター・リハビリテーション科  
診療教授

研究分担者 仲泊 聡 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部長

#### A. 目的

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・福祉機器開発部長

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度である。同制度は、補装具を必要とする障害者にとって、命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、これまでに制度運用上の課題がいくつか指摘されている。厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査では、複数の課題が指摘

研究協力者 石川 浩太郎 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部第二耳鼻咽喉科医  
長

研究協力者 浅見 豊子 佐賀大学医学部附属病院

されており、また、平成 26 年度の補装具評価検討会においてはこれら課題について議論された。より効果的・効率的な制度運用に向けて、現在、これらに対応できるような制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とした。そして、その目的達成のために、(1) 種目構造の整理、(2) 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の 2 つの課題を設定した。

## B. 方法

### B-1. 種目構造の整理

本研究課題に関連する過去の調査報告の内容を精査し、その他関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。

さらに、これを踏まえて、補装具の支給決定を司る市町村の担当者を対象に現行の種目構造の課題についてアンケート調査を行い、問題点を確認した。対象は全国の 1,741 自治体 (1718 市町村+東京 23 特別区) とし、郵送法によるアンケート調査とした。調査期間は 2016 年 1 月 15 日から 2 月 28 日までであった。期間は、当初、1 月 29 日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を 4 週間延長した。

また、海外の給付制度の状況について、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

### B-2. 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

当該年度は、製作事業者を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査準備を行った。

なお、当事者や自治体などを対象とした情報収集においては、個人情報の保護に十分留意するとともに、倫理的な配慮が必要である課題については事前に国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会に諮問し、承認を受けてから実施することとした。

## C. 結果

### C-1. 種目構造の整理

研究会議による課題整理によって、姿勢関連補装具、感覚関連補装具、義肢装具それぞれに関して、取り組むべきいくつかの課題を明らかにすることができた。車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されていた。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。感覚関連補装具については、補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかに、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、交付品目と現状の普及製品との不適合の問題などが認められた。義肢装具については、完成用部品に登録されている部品点数が多く、また支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人が理解して扱うために必要な情報が行き渡っていないことから理解が難しくなっている点などが挙げられた。

これら研究会議による課題整理で得られた課題を踏まえて作成した調査票を用いて実施した、アンケートの回収数は 805 件で、回収率は 46%であった。種目構造に関するアンケート調査から、市区町村担当者の約半数は自治体担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っていることが明らかとなった。姿勢保持関連補装具については、車椅子と座位保持装置の違いが特にわかりにくいようであった。また、盲人安全つえのベル、フラッシュライト等、製品が存在しない種目を削除することによる整理の可能性が確認された。さらに、デジタル補聴器やワイヤレス

補聴援助システムの普及や骨導補聴器問題など、現状に見合った制度の調整が必要であることが伺われた。一方、特例扱いとなっている補装具について、価格設定の要望が確認された。

海外の給付対象については、国または地方自治体でリストを作成して制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州 W の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

## C-2. 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

価格根拠把握のためのプロトコル開発のため、今年度製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査を行う予定であったが、今年度実施された価格改定の影響を含めた調査が必要であると判断し、調査実施を来年度に変更し、その準備を進めた。

なお、福祉制度外での市場価格による取引が行われているものの実勢価格把握に関して、ユーザーにかかる障害者団体等が存在する種目については調査のコストとメリットを比較しつつ購入者価格の調査により裏付けを強化することを検討した。

義肢・装具・座位保持装置の完成用部品価格については、海外関連制度の情報を収集すると共に、部品の機能・特徴と価格の関係に着目し先行研究（井上ら）で既に進められている骨格構造義足以外の部品の機能・特徴の情報整理に向けて種目毎の性質の

違いに関する情報収集を行った。

義肢の採算が厳しいことが、先行研究（井上ら）で指摘されている。その背景を明らかにするために、過去の価格推移の検討、正味作業時間の内容検討を行う。今年度は代表的な構成による幾種類かの義肢について制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。比較の結果、現時点では両者の間に必ずしも大きな乖離は認められなかった。

## D. 考察

種目構造上の課題については、これまでの更生相談所を主な対象とした調査とは異なり、支給決定に携わる担当者からの情報が得られた点で、重要であると考えられる。種目構造の見直しによって改善可能と思われる課題もあったが、それだけでは解決不可能な課題も見受けられ、それらに関しては、ガイドライン等による情報提供、担当者の研修等、別途対策が必要であると考えられた。海外の状況からは、給付種目が製品ごとのリストから、機能ごとのリストへと変更が進む流れが伺われた。国によって事情が異なるため単純に比較することはできないが、補装具費支給制度の長期的に安定した運用を目指す上で、さらに調査を行って、参考情報として考慮に含めておく必要があると考えられた。平成 28 年度は、これらの調査結果に基づき、種目構造の修正案を作成するとともに、当事者や関連団体等を対象とした調査を行ってその影響を明らかにしていく予定である。

価格設定については、義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする作業の一環として、制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った。その結果、昭和 56 年度以降大きく義肢価格が引き下げられたことはなく、また現時点では両者の間に大きな乖離は認められないことが確認された。近年義肢価格は、素材単価の変化率に応じた調整、人件費の時間当たり単価の反映などを踏まえた価格改定がなされている。今回の検討結果により、義肢の価格を考えるうえで、比較的調査が容易な投入物の単価面のみならず、調査の作業負担が大きいと考えられる数量面（素材費における素材使用量、人件費にお

ける作業時間)の検討が重要であることが示唆された。平成28年度は、義肢以外の種目も含めた製作事業者・販売業者等を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査等を行い、調査方法・価格設定方法の検討、案の作成を行う予定である。

#### E. 結論

我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す補装具費支給制度に関して、その効率的・効果的運用を目指し、種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究を実施した。本年度は主に情報収集と整理を行い、研究会議によって議論を深めるとともに、いくつかの調査を実施して課題解決に向けた情報を得ることができた。今後は、障害当事者や関係専門職、流通に関わる製作事業者等の同制度

に深く関係する者達の意見の聴取を行うなどして、慎重に検討を行っていく。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### G. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

# I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

補装具費支給制度の種目構造上の課題に関する調査研究

研究分担者	白銀 暁	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器臨床評価研究室長
研究分担者	山崎 伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 副義肢装具士長
研究分担者	仲泊 聡	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部長
研究分担者	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部 第二耳鼻咽喉科医長
研究協力者	浅見 豊子	佐賀大学医学部附属病院 先進総合機能回復センター・リハビリテーション科 診療教授

研究要旨

本研究の目的は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことであった。過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・関係者による研究会議を行って課題を整理した。同課題に基づき、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象に、支給決定の状況および現場での課題に関してアンケート調査を実施した。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなり、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。

A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、厚生労働省の平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されてい

る。現在、これらの課題に対応する制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造に向けた課題の整理・明確化を行うことを目的とした。

## B. 方法

### B-1. 種目構造上の課題の抽出・整理

過去の調査報告の内容を精査するとともに、関連情報の収集を行って種目構造上の課題について抽出した。研究分担者および協力者、関係者による研究会議を行って、課題となる点を整理した。

### B-2. 市区町村における種目構造上の問題点の調査

現行の種目構造の課題について、補装具の支給を司る市区町村の担当者を対象にアンケート調査（付録1）を実施した。アンケートは郵送による調査とし、全国の1,741市区町村（1718市町村+東京23特別区）に調査票を送付した。調査期間は2016年1月15日から2月28日までであった。期間は、当初、1月29日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を4週間延長した。市区町村種別によるクロス集計を行った。

## C. 結果

### C-1. 種目構造上の課題

姿勢保持関連補装具、感覚関連補装具（視覚障害、聴覚障害）、義肢装具の3つの領域について、収集情報を整理したものを表1にまとめた（一部、基準額に関するものも含む）。

以下、まとめたものを分野別に記した。

#### （1）姿勢保持関連補装具

車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されている。そして、この点に関しては、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見があった。具体的には、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子などの座位関連補装具の統合が期待されていると考えられた。ただし、地域によって車椅子、座位保持装置の併用が認められないケースがあることを指摘する意見もあり、必要な補装具が支給されないような状況を避けるための配慮が必要であると考えられた。

また、「高校3年生問題」として、児のみ対応となっている種目に関する課題を指摘する意見もあつ

た。小児では、成長に伴う身体変化が大きく、成人とは異なる配慮が当然必要であるが、わかりにくさに繋がる可能性もあり、慎重に検討する必要があると考えられた。

さらに、補装具費の支給に関して、規定の補助額では対応できないといった意見もあった。この点については、基準額設定に関する研究課題において検討する必要があると考えられた。

#### （2）感覚関連補装具

##### （視覚障害分野）

研究協力者からの依頼に対して得られた補装具適合判定にかかわる眼科医からの意見のなかには、一つの種目とされる眼鏡に、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡という使用目的の異なるものが含まれているところから生じる問題が多く見受けられた。これは、現場の裁量で申請者の必要に応じた基準をその行政上の判断をもとに個別に定めていたことから生じると考えられ、これが居住地による支給内容の相違を生むことになったと思われる。この多様性は、矯正眼鏡では近用と遠用、遮光眼鏡では屋外用と屋内用、弱視眼鏡では焦点調整式としての拡大鏡の支給の可否という点でさらに拡大していた。さらには、盲人安全つえの適合判定に関する課題も挙げられた。また、補装具申請にかかる意見書の書式の違いに対する疑問や市区町村担当者に対する苦情も挙げられた。これらは、ある意味で当事者の意見を代弁するものであると考えられる。

##### （聴覚障害分野）

聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、市場ではデジタル補聴器の普及率が高くなっているが、補装具としてのデジタル補聴器の支給率やその修理項目に関する問題、気導補聴器の型式（ポケット、耳かけ、耳あな）の交付割合や交付に際しての問題が生じていないかの確認、骨導補聴器は支給率が低いことが推測されるが、その実態や型式（眼鏡型、カチューシャ型）に関する問題、補聴援助システムとして最近になって普及率が高まっている2.4GHz デジタル

ワイヤレス補聴援助システムの状況などに関する調査が必要と考えられ、調査アンケート用紙の質問項目に加えた。

### (3) 義肢装具

義肢装具については、時代の流れに合わせたかたちで義肢装具の製作に必要な部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられてきている。個々の部品について機能を理解し適切なものが利用者に渡ることが重要である。しかし、登録されている部品点数は多く支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人々が理解して扱うための必要な情報が行き渡っていないため理解することは難しい。

近年支給される数が少しずつ増えてきている筋電電動義手や義足の膝継手や足部部品がより使いやすいものへと進化していく中、部品の高機能化が進んでいる。毎年新しい義肢装具部品が補装具等完成用部品として制度に取り入れられている。自治体が更生相談所の判定に合わせて出される義肢装具製作事業所からの見積り内容を、どのような考えのもと支給につなげているのか、また、自治体がどのような立場や考え方を持っているのか明確にしていくことが必要であると考えます。

## C-2. 市区町村における種目構造上の問題点

回収されたアンケートの総数は805件で、回収率は46%であった。自由記載以外の各設問の結果を表2～表23に示した。

### (1) 市区町村での支給決定の状況

市区町村での支給決定件数は、別添の表にまとめた。補装具費の支給決定に関わっている職員の職種としては、事務職がほとんどであった。専門職の関与は、ケースワーカーが約11%、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士などはそれぞれ3%前後であった。中には、エンジニアが関わるという回答も0.2% (2件) あった。市区町村別で見ると、区で専門職の関わる割合が高く (理学療法士 23.5%、作業療法士 11.8%など)、村では低かった (理学療法士、作業療法士ともに関与なし)。支給決定している見積

り内容についての理解は、「ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている」との回答が46.5%、「内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている」が25.2%であった。理解が困難な点については、「専門的なものが多く理解しがたい」、「機器の名称だけではわからない」、「完成用部品が特にわかりにくい」などの意見があった。

### (2) 姿勢保持関連補装具

姿勢保持関連補装具 (車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具) については、その支給において該当種目がわかりにくいと感じることがあると約70%が回答した。そして、約60%が、いくつかをまとめて整理することが必要であると回答した。このうち、約85%が車椅子と座位保持装置をまとめたほうが良いと回答した。また、児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じるとの回答は約53%であった。

### (3) 感覚関連補装具

#### (視覚障害分野)

市区町村担当者に対して行った調査結果において、視覚障害関連補装具の支給決定は、眼鏡、義眼、盲人用安全つえの3種目を合わせた総計で18歳以上4.61件 (11.6%)、18歳未満0.37件 (3.1%) であった。そして、特例補装具では18歳以上0.03件 (8.8%)、18歳未満0件 (0%) であった。該当種目に迷うことがあると回答したのは約18%であり、このうちの約8割が眼鏡に関してのものであった。要望の多い種目として、48%の市区町村で盲人安全つえを、31%の市区町村で眼鏡を挙げた。ただし同時に、6%の市区町村で視覚障害者用補装具の申請がないと回答している。

現状、製品が存在しない盲人安全つえのバル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹脂被覆付を削除することについて約55%が賛成した。ただし、賛成の理由のほとんどは、「製品が存在しないのであれば削除してよいと思われる」というものであり、10%の反対する者の理由では、「製品は存在しなくても、過去に支給を受けた人の修理等があるかもしれ

ない」「今後、製品が再び出される可能性がある」などがみられた。また、35%がその他を選んでおり、その理由のほとんどが「わからないから」ということであった。

具体的な削除・追加に関する意見を回答したのは6%に過ぎなかった。2.7%は盲人安全つえに関するもので、修理や部品の規定の追加を求めるものであった。また、2%は眼鏡に関するもので、規定では判断できない特殊な状況が多数あることがうかがわれた。また、「意見書から処方用具を読み取れない場合がある」等の眼科医による意見書の記載の不備を訴えるものも散見された。

#### (聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具において、先に挙げた課題別に整理して結果を見ると、該当種目に迷うことがある（高度と重度の適応範囲や型式（ポケット、耳かけ、耳あな）の選択など）と回答したのは21.2%であった。またデジタル補聴器の普及の中で、聴覚障害関連補装具の修理において該当種目に迷うことがあると回答したのは9.0%、補聴器の種類にアナログだけでなくデジタル補聴器を取り入れることに賛成したのは80.2%であった。骨導式補聴器に関して過去5年間の処方実績は7.8%であった。現状で製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて54.2%が賛成した。記述式の回答では、デジタルワイヤレス補聴援助システムの取り扱い、人工内耳との併用に関する意見が多く認められた。

#### (4) 義肢装具

補装具等完成用部品については、毎年多くの部品が追加登録されているが、個々の部品全てについて詳しい情報を入手することはとても困難である。それぞれの市区町村が行っている情報収集の方法は、回答の合った698件中419件が厚生労働省からの通知で部品を確認しており、次いでがインターネットで調べる275件、義肢装具製作事業者に聞く249件、テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる176件と続いていた。重複回答も多く、46%の市区町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っていることが分かった。

高機能で高額な部品使用については、更生相談所の判定に従って対応すると回答したのは、72.4%であり、更生相談所による判定が重視されていることが分かった。高額でも必要であれば決定していきたいが13.2%、義肢装具を使いこなしていることが分かれば可能な限り出したいとの回答が9.7%であり、合わせると22.9%であった。

特例補装具扱いである筋電電動義手の基本価格や製作要素価格について、基本価格や製作要素価格について価格設定が必要かの問いに、希望するとの回答が51.9%、希望しないが38.8%、回答なしが9.3%であった。

#### D. 考察

種目構造上の課題に関する本年度の調査の結果を踏まえ、特にアンケート調査についての考察を以下に述べる。

##### (1) 市区町村での支給決定の状況について

約半数の自治体で、担当者のみで理解できず、更生相談所に頼っている現状が明らかになった。これは、更生相談所の役割から考えると当然とも言える結果であるが、補装具費支給制度の運用における更生相談所の重要性が再確認されたとも考えられる。一方、市区町村別でみると、区においては専門職の配置が進んでおり、特に小規模な自治体において、更生相談所との連携が重要となる可能性が考えられた。

その他、申請に対して書類上の確認に留まり、実物を見たことがないなどの意見があり、その影響もあってか、補装具には専門的なものが多く理解し難い、完成用部品が特にわかりにくいなど、などの意見が多く認められた。また、数年ごとに担当者が変わるなどの記述から、自治体担当者において補装具に関する知識や経験の蓄積が進みにくい状況も伺われた。

##### (2) 姿勢保持関連補装具について

市区町村担当者の意見から、現状の種目構造がわかりにくいという点は、ほぼ共通した認識であると考えられる。この点について、いくつかをまとめて

整理することを支持する意見が多く得られたが、それを求めない意見も多くあった。本研究課題では詳細な理由を確認できていないが、おそらく、まとめた場合には、当然、現場に何らかの影響があるものと推察されることから慎重な検討が必要である。まとめることの必要性を指摘する回答者の多くは、車椅子と座位保持装置の統合を挙げた。両者は、使用目的が根本的に異なるものであるが、それを構成する製品や部品は共通するものが増えており、申請書類に示される製品名等で判断するものにとっては、区別が難しくなっているものと考えられた。

児のみ対応については、そのわかりにくさに関して意見は拮抗しており、市区町村担当者においてその必要性は理解されており、ある程度受け入れられている現状が伺えた。ただし、姿勢保持関連の補装具の種目が多い要因の一つであることは確かであるので、この点については引き続いて詳細な分析が必要であると考えられた。

### (3) 感覚関連補装具について

#### (視覚障害分野)

眼科医の意見と市区町村担当者の意見の共通する部分として、眼鏡の多様性による判定における困難さを挙げることができる。これは、その使用目的や機能が異なる用具を「眼鏡」という名称で一括りにしてしまっていることに原因があると思われる。そして、矯正眼鏡では、近くと遠くを見るためには異なる処方が必要になり、遮光眼鏡では環境の照度によって最適となる処方は異なる。また、拡大鏡の支給の可否についても両者で共通した問題意識が持たれていることがわかった。さらには、量産店の格安眼鏡価格と補装具費との乖離や、コンタクトレンズの耐用年数(4年)と一般的なもの(2年)との乖離が指摘された。以上、制度と実情が様々な点で乖離していることが伺え、今後のその是正の必要性が明らかとなった。

また、今回の調査により、眼科医と市区町村担当者が互いの不備に対して指摘した。これは、視覚障害者用補装具の支給実績が少ないため、両者ともにその知識が不足しているところに原因があると思わ

れる。今後、両者に対しての研修活動等を強化する必要のあることが示された。

最後に、これまでの調査には当事者の意見が直接反映されていないことを指摘したい。今後の課題として、当事者への同課題に関する聞き取りを行うことを進言したい。

#### (聴覚障害分野)

聴覚障害関連補装具の該当種目に関する点においては予想通り、高度難聴用と重度難聴用の区別、耳かけ式・耳あな式など型式の区別、両耳装用の適応などに問題がある現状が認められた。一方で迷うことがあると挙げた自治体は約2割にとどまった。また修理に関する該当項目で迷うことがある自治体も9%にとどまり、当初の予想より頻度が低い結果となった。自治体の中で制度解釈をしながら現状に取り組んでいる姿勢が予測される結果となった。その中でデジタル補聴器を聴覚障害関連補装具に含めるべきと言う意見は8割に達し、現状に即した形で制度を整えていく必要が示唆された。同様に骨導補聴器についても処方実績は7.8%、骨導式眼鏡型削除に54.2%が賛成と、制度と実情を合致させるよう改訂が必要と考えられる結果となった。自由意見からは、FM送受信システムに代わる新しいデジタルワイヤレス補聴援助システムや、急速に使用患者数が増加している人工内耳にも併用できる機器について、常にテクノロジーの進化に応じた整理が急がれるべき現状が再認識された。

#### (4) 義肢装具について

義肢装具については、多くの部品が完成用部品として登録されているが、それぞれの市町村で複数の手段を使い部品についての情報収集を行っており、多くの時間を費やさなければ欲しい情報を入手できないことが示唆された。高額部品の支給については、更生相談所の判定内容に従って対応すると7割強の自治体から回答があった。重複回答であるが「高額な部品であっても必要であれば決定していきたい」、もしくは、「使いこなしていることが分かれば可能な限り出したい」を選択されたのは177件あった。一方では、「最低限機能するものを支給する」と「予算

がないため高額なものは支給できない」の選択が24件あり、財政状況が苦しい自治体の現状が現れた。

高額なものとして筋電電動義手の支給で特例補装具についての考え方について、製作要素価格設定についての問いの回答は「価格設定を希望する」が51.9%、「価格設定を希望しない」が38.8%、「無記入」が9.3%であった。「価格設定を希望する」理由に価格の妥当性の判断や予算確保の事務の流れを記載していたものが95%を締めていた。一方で、「価格設定を希望しない」の理由には「更生相談所に意見をもらう等の特例補装具として検討しているため、現状のままが良い」が109件、「申請がないため現状のままではない」「分からない」「無回答」が162件であった。特例補装具としての検討についても重視していることが分かった。

#### E. 結論

補装具費支給制度の種目構造について、運用上の課題に関する情報を収集して整理するとともに、支給決定に関与する市区町村担当者を対象とした調査を行った。結果、種目構造上の課題がいくつか明らかとなった。課題には、種目構造の見直しによって改善可能なものと、担当者の研修や情報提供、運用

方法の周知徹底などによる対応が必要なものがあると考えられた。前者については、いくつかの具体的な改善点が得られたことから、今後、さらなる分析と議論を行いつつ、それらの点について更生相談所や当事者等に対する調査を行うなどして慎重に検討を進めて行く。

#### F. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

表1 補装具費支給制度における課題リスト

課題種別	カテゴリ	課題内容	備考
種目構造	姿勢保持具	立位保持装置・臥位保持装置の種目が無い(日本車椅子シーティング協会)	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ)座位保持椅子は座位保持装置に統合できないか	
種目構造	姿勢保持具	(児のみ)頭部保持具は完成用部品で対応可能ではないか	
種目構造	姿勢保持具	年齢で種目が変わる。高校3年生問題	
種目構造	姿勢保持具	更生相談所の判定基準がまちまちで、統一されていない	
種目構造	姿勢保持具	座位保持装置と車椅子、電動車椅子、座位保持椅子が別種目になっていてわかりにくい	
種目構造	姿勢保持具	判断基準が身障法の別表に基づいているので、告示される品目に左右される	
種目構造	姿勢保持具	テーブルの上にウレタンを貼ると座位保持装置になり、貼らなければ車椅子付属品となる。 どちらも付属品にしてほしい	
種目構造	姿勢保持具	Jay やバリライトなどの一部のクッションが座位保持装置に分類され、車椅子クッションの範疇になく、脊損の対麻痺者では使用が認められない。特例補装具では手続きにこの足を踏んでしまうこともある	
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の基本工作法の採型に記されている「ギプス包帯法」を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の「膝サポーター」の名称を「膝関節軟性装具」に変更	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の継手で使われる金属素材と同様にカーボン素材も使えるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	補装具費支給事務取扱要領の加熱形成となっているが加熱成型の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢装具の支持部、足部のBの皮革の「小」を削除し全て「大」で取れるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	膝当て、膝パッド、矯正ストラップについての説明分を追加し、膝パッドおよび矯正ストラップを加算要素へ使いしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法で「ギプス包帯法による」及び「陰性モデルへのギプス泥の注型」を削除してほしい。インプレッションフォームやハンドスキャナーを用いたものがあるため	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具以外の装具の基本工作法の「ギプス包帯法による」を削除してほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	購入基準の中に「筋電・電動式」を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	大腿義足のSACH足部の説明で「性状」とはるが「形状」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	ソケットの製作要素の「カーボンストックネット素材」のストックネットを削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	殻構造義肢の15歳から17歳の使用年数を1年6か月から1年に減らしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手にも殻構造義手同様の区分が必要である。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「チッタソケットは「チェックソケット」の間違いである。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造の基本工作法で「フォームラバー」と「フォームカバー」に変更してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手の基本価格に作業用、能動式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より

種目構造	義肢装具	全ての義手で支持部で形状を整える場合に加算できるようにしてほしい。	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	骨格構造義手でもハーネスにたわみ継手および前方支持バンドの設定を設けてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	先天性股脱装具の対象が障害児	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	内反足装具を成人でも使えるように	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	装具を製作する支柱材料にプラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	X脚又は、O脚(障害児に限る)を削除	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	短下肢装具の説明文の「下肢」→「下腿」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	プラスチックの支柱、プラスチックとカーボンを追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	足底装具の製作方法で 採寸は実態にあっていない	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の整形靴と特殊靴の説明を明確にしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	頸椎矯正用枕(障害時に限る)を削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	仙椎装具オスグットプレイスコールドウェイプレスは現在では使われていないため削除してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具の「外点」→「外転」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	分娩麻痺用の障害児に限るを削除 ?	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肩装具に「D 軟性」を追加	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	手背屈装具に 軟性を追加(皮革で作成することもあるため)	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	採型法にインプレッションふおーむによるものデジタル機器による陰性モデルの採型を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	可撓性のプラスチック継手	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	下肢支持部の製作方法の加算としてサンドイッチ構造の加算追加してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱硬化性樹脂」→「繊維強化プラスチック」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	文言の修正「熱可塑性樹脂」→「プラスチックシート」	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	加算要素に足関節軟性 支柱付き 支柱なし をつかしてほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	靴型装具の木型に木型用発泡剤を使用した場合に加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の骨盤支持部に「C 皮革等」を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	上肢装具の加算で肘パッドも設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	肘関節軟性を支柱付、支柱なしを設定してほしい	テクノエイド調査結果より
種目構造	義肢装具	軟性装具の耐用年数を2年から1年にしほてほしい。	テクノエイド調査結果より

種目構造	感覚関連補装具	弱視眼鏡焦点調整式としての拡大鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でないとは認められない	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は良い方の目の矯正視力が0.4未満でないとは認められない	三重県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害だけでは矯正眼鏡が補装具にならない	岡山県・福井県
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡は「近用・屋内用」の欄と「遠用・屋外用」の欄に分かれているが、「遠用・屋内用」で処方したい時もあるので、記入する際に迷う	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の遠用・近用の同時申請また屋内・屋外用の同時申請ができないところがある	奈良県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡の屋外と屋内で1本ずつ同時に申請できるが、屋内用として遠用と近用が必要だ	福井県
種目構造	感覚関連補装具	遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正眼鏡をおのおの認めるところとそうでないところがある	東京都
種目構造	感覚関連補装具	矯正眼鏡と弱視眼鏡焦点調整式を同時に申請したら、どちらか一つしか通らなかった。矯正眼鏡で遠くが見えていたら、弱視眼鏡焦点調整式は必要ないという見解とのことであった。	福井県
種目構造	感覚関連補装具	拡大鏡を弱視眼鏡焦点調整式として補装具と認めているところとそうでないところがある	東京都・奈良県・京都府
種目構造	感覚関連補装具	70代の視力視野4級の方、就労・就学している訳ではないので弱視眼鏡焦点調整式が認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害2級で遠用度入り遮光眼鏡処方、度入りは認められなかった	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	視野障害5級、職業上、近用遮光眼鏡が必要なるも視力が良いので認めないといわれた	静岡県
種目構造	感覚関連補装具	支給時役場のすすめる業者一覧にかいてある業者にいったところ、体に合わない白状をわたされていた	山形県・鹿児島県
種目構造	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用と高度難聴用は一般に3級と4級の間で分けられるが、4、6級で重度用を処方される割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	アナログ補聴器の交付割合はいくらか。(ポケット、耳かけ、耳あな:それぞれに分けて)	
種目構造	感覚関連補装具	骨導補聴器の処方件数および、カチューシャ型、眼鏡型の割合はどれくらいか。	
種目構造	感覚関連補装具	オーダーメイド耳あな式を希望する割合はどれくらいか。耳あな式処方の使用条件は現状のままでよいか。	
種目構造	感覚関連補装具	FM送受信システムと2.4Ghz送受信システムの交付に関する最近の動向はどのようになっているか。	
種目構造	その他	H25年度テクノエイド協会調査で供給関連事業者等の回答で挙げられた、基本価格・製作要素価格に関する項目追加等に関する妥当性検討と妥当と判断された場合の価格案作成。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目
種目構造	その他	特例補装具の比率が高い種目について、その背景状況の把握と、当該特例補装具(のうち特定の型が多く出ているのであれば)の通常補装具とすべきか否かの検討。※テクノの特例補装具調査が参考になるかと思えます。	(仮に決定件数ベースで特例補装具率30%以上とすると)骨動式ポケット型/骨動式、起立保持具、排便補助具
基準額設定	姿勢保持具	起立保持具の補助額(27,400円)では、実際のところ製作ができず、特例交付が多い。 座位保持装置の補助額の価格表を元に更新を要望(日本リハビリテーション医学会関連機器委員会)	
基準額設定	義肢装具	下肢装具の採型区分に大腿部のみの装具、下腿部のみの装具を設けてほしい	テクノエイド調査結果より

基準額設定	義肢装具	2種類以上の装具を組合わせた装具の基本価格を加算できるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	靴型装具のお採型区分に「半長靴」を追加してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	体幹装具のC-5腰椎装具、仙腸装具の採型区分を狭くしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	下肢装具の膝当てを加算要素として取れるようにしてほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	マジックバンドの交換で30mmや40mmの価格を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	基本価格に筋電・電動式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	上腕義手、肘義手、前腕義手にライナー式を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	肘義手に有窓式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	前腕義手に吸着式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	手関節離断にたいして顎上支持式を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	股義足にカーボン素材の加算を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソケット B-7にカーボンの加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手のソフトインサートにA-6の枠を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用と能動式を分けて金額を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の装飾用には木製を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の支持部の能動式には筋電電動式の加算を設定してほしい	テクノエイド調査結果より
基準額設定	義肢装具	殻構造義手の仕上げに手部を設定してほしい。	テクノエイド調査結果より
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の重度難聴用や高度難聴用とほぼ同等の機能を持つ補聴器の、身障対象外の人への販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	補聴器の身障対象外の人への平均販売価格はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	身障対象者の補聴器給付において、購入した補聴器が高く、差額給付を受けた割合はどれくらいか。差額の平均額はいくらか。	
基準額設定	感覚関連補装具	障害福祉制度における補装具外での販売価格等調査	車椅子、補聴器等
基準額設定	その他	価格根拠調査先リスト作成	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	補装具製作事業所、販売店の売上・費用（原価計算）調査	対象補装具種目は、意思伝達装置以外全種目（義肢、装具など種目によっては、製作事業所と販売店とを分けない）
基準額設定	その他	現在価格に明示的には含まれていない、メンテナンス・サポート等に要する費用の把握とその費用の負担方法に関する検討。	対象補装具種目は、さしあたり意思伝達装置以外全種目。

基準額設定	その他	以上を踏まえた、価格根拠把握プロトコルの開発。	全種目対象。
その他	姿勢保持具	車椅子と座位保持装置の併給：地域によって、座位保持装置を作ったら車椅子の支給を認めない。もしくは、車椅子を作ったら座位保持装置の支給を認めない、という地域がある	
その他	姿勢保持具	児童の用具の支給について、歩行器と車椅子との併用が認められないなど、児童の補装具の運用がわかりにくくなっている	
その他	姿勢保持具	ティルト・リクライ車椅子が出しやすくなって良かったが、重く、機構が複雑であるため、対象者への適合だけでなく、介助者への指導が重要ではないか	
その他	感覚関連補装具	以前、視野障害でも弱視眼鏡焦点調整式としてのの給付がおりたが、最近担当者が代わって、視力障害でないと、おりになくなった	京都府
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧が、視覚障害者でなくても、細かすぎて見にくい	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	身障手帳を渡される時に一緒に配布される補装具契約事業所一覧に遮光眼鏡の事業所として掲載されている業者アジェンダはまったく遮光眼鏡と関係のない業者であった	鹿児島県
その他	感覚関連補装具	意見書用紙や申請基準が市町村によって異なる	奈良県・神奈川県
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡の意見書に遮光率の記載が必要	東京都
その他	感覚関連補装具	遮光眼鏡については意見書がいらないところがある	奈良県
その他	その他	自己負担率が高い(10%以上)種目について、その背景状況の把握。コンタクト義眼修理、骨動式ポケット型/骨動式眼鏡型補聴器の修理、眼鏡の特例補装具購入、座位保持椅子の特例補装具修理。	

表 2. (Q2) 障害者 (18 歳以上) の補装具費支給決定件数 (一般)  
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	1.80 件	0.30 件	1.81 件	2.11 件	3.35 件
装具	4.55 件	0.83 件	3.21 件	4.08 件	7.59 件
座位保持装置	0.97 件	0.20 件	1.08 件	1.37 件	1.94 件
盲人安全つえ	0.07 件	0.17 件	2.26 件	2.46 件	2.36 件
義眼	0.09 件	0.24 件	0.20 件	0.41 件	0.41 件
眼鏡	0.37 件	1.32 件	0.54 件	1.69 件	1.84 件
補聴器	5.26 件	1.82 件	4.78 件	6.22 件	10.62 件
オーダーメイド車椅子	2.99 件	1.24 件	4.90 件	6.20 件	8.02 件
レディメイド車椅子	1.99 件	1.12 件	2.20 件	2.72 件	4.06 件
電動車椅子	1.53 件	0.30 件	2.53 件	3.14 件	3.97 件
歩行器	0.06 件	0.40 件	0.27 件	0.60 件	0.59 件
歩行補助つえ	0.04 件	0.19 件	1.08 件	1.18 件	1.09 件
重度障害者用意思伝達装置	0.25 件	0.05 件	0.14 件	0.19 件	0.36 件
合計	16.16 件	4.57 件	18.57 件	25.61 件	39.67 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計 (d)=(b)+(c)	
技肢	4.67 件	0.84 件	4.62 件	5.31 件	7.36 件
装具	16.47 件	2.32 件	8.99 件	12.14 件	21.74 件
座位保持装置	2.90 件	0.70 件	3.57 件	4.39 件	5.44 件
盲人安全つえ	0.50 件	0.72 件	7.17 件	7.74 件	7.31 件
義眼	1.21 件	0.75 件	0.72 件	1.07 件	1.41 件
眼鏡	2.99 件	3.42 件	1.88 件	4.67 件	4.98 件
補聴器	19.70 件	8.28 件	13.69 件	17.87 件	29.66 件
オーダーメイド車椅子	16.62 件	9.37 件	15.05 件	21.03 件	27.08 件
レディメイド車椅子	20.82 件	8.01 件	8.96 件	11.31 件	20.20 件
電動車椅子	8.77 件	1.56 件	7.41 件	9.91 件	12.36 件
歩行器	0.51 件	0.84 件	0.66 件	1.18 件	1.19 件
歩行補助つえ	0.20 件	0.67 件	2.87 件	3.01 件	2.78 件
重度障害者用意思伝達装置	0.77 件	0.24 件	0.67 件	0.70 件	1.02 件
合計	67.86 件	17.14 件	56.35 件	77.26 件	115.01 件